

令和 7 年 5 月

太 田 市 議 会 臨 時 会 議 案

目 次

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
1	議案第51号	太田市副市長選任の同意について	1
2	議案第52号	太田市教育委員会教育長任命の同意について	2
3	議案第53号	太田市教育委員会委員任命の同意について	3
4	議案第54号	太田市監査委員選任の同意について	4
5	議案第55号	太田市固定資産評価員選任の同意について	5
6	議案第56号	人権擁護委員候補者の推薦について	6
7	議案第57号	令和6年度太田市一般会計補正予算(第10号)についての専決処分について	7 (別冊)
8	議案第58号	令和6年度太田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての専決処分について	8 (別冊)
9	議案第59号	令和6年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての専決処分について	9 (別冊)
10	議案第60号	令和6年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算(第3号)についての専決処分について	10 (別冊)
11	議案第61号	令和6年度太田市介護保険特別会計補正予算(第4号)についての専決処分について	11 (別冊)
12	議案第62号	令和6年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)についての専決処分について	12 (別冊)
13	議案第63号	太田市市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について	13
14	議案第64号	太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について	16
15	議案第65号	太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について	18

議案第 5 1 号

太田市副市長選任の同意について

次の者を太田市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 1 6 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 52 号

太田市教育委員会教育長任命の同意について

太田市教育委員会教育長恩田由之は、令和 7 年 5 月 15 日辞職したため、その後任に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 16 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 53 号

太田市教育委員会委員任命の同意について

太田市教育委員会委員倉嶋慶秀は、令和 7 年 5 月 31 日任期満了になるため、その後任に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 16 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 5 4 号

太田市監査委員選任の同意について

太田市監査委員久保田俊は、令和 7 年 5 月 1 5 日退職したため、その後任に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 1 6 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 55 号

太田市固定資産評価員選任の同意について

太田市固定資産評価員松森則之は、令和 7 年 5 月 15 日辞職したため、その後任に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 16 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 56 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員今泉廣司は、令和 7 年 3 月 31 日任期満了になったため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 5 月 16 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 57 号

令和 6 年度太田市一般会計補正予算（第 10 号）についての専決処分について

令和 6 年度太田市一般会計補正予算（第 10 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、報告し承認を求める。

令和 7 年 5 月 16 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

専決処分書

令和 6 年度太田市一般会計補正予算（第 10 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

太田市長 清 水 聖 義

令和 6 年度太田市一般会計補正予算（第 10 号）について 別冊

議案第58号

令和6年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての専決処分について

令和6年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和7年5月16日提出

太田市長 穂 積 昌 信

専決処分書

令和6年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

太田市長 清 水 聖 義

令和6年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について 別冊

議案第 59 号

令和 6 年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
についての専決処分について

令和 6 年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、報告し承認を求める。

令和 7 年 5 月 16 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

専決処分書

令和 6 年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

太田市長 清 水 聖 義

令和 6 年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について 別冊

議案第60号

令和6年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第3号）について
の専決処分について

令和6年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和7年5月16日提出

太田市長 穂 積 昌 信

専決処分書

令和6年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

太田市長 清 水 聖 義

令和6年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第3号）について 別冊

議案第61号

令和6年度太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
の専決処分について

令和6年度太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ
り、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し
承認を求める。

令和7年5月16日提出

太田市長 穂 積 昌 信

専決処分書

令和6年度太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ
り、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

太田市長 清 水 聖 義

令和6年度太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
別冊

議案第62号

令和6年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
についての専決処分について

令和6年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和7年5月16日提出

太田市長 穂 積 昌 信

専決処分書

令和6年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

太田市長 清 水 聖 義

令和6年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について 別冊

議案第63号

太田市市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

太田市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和7年5月16日提出

太田市長 穂 積 昌 信

専決処分書

太田市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

太田市長 清 水 聖 義

太田市市税条例の一部を改正する条例

太田市市税条例（平成17年太田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第82条第1号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ニを同号ホとし、

同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第3項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第3項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第16項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関す

る法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の太田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 6 4 号

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、報告し承認を求める。

令和 7 年 5 月 1 6 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

専決処分書

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

太田市長 清 水 聖 義

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

太田市都市計画税条例（平成 1 7 年太田市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項の見出し及び同項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改める。

附則第 6 項の見出し及び同項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則

第15条第41項」に改める。

附則第7項第1号中「個人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)」を、「法人番号」の次に「(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加える。

附則第17項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の太田市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第65号

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和7年5月16日提出

太田市長 穂 積 昌 信

専決処分書

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

太田市長 清 水 聖 義

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太田市国民健康保険税条例（平成22年太田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第28条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を

「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の太田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。